

ま え が き

「海外情勢報告」は、諸外国の労働情勢及び社会保障情勢全般に関する情報を厚生労働省が取りまとめ、公表しているものです。構成は「特集」と「定例報告」からなります。

今回の特集では、「フランス、ドイツ、スウェーデン及び英国における高齢者雇用対策」を取りあげました。各国における職業紹介、雇入れ助成、定年制などの雇用促進施策、雇用保護施策のほか、関連するものとして年金・失業保険制度についても紹介しています。

定例報告では、主に2017年における欧米及びアジア諸国の労働施策及び社会保障施策を紹介しています。

労働施策及び社会保障施策では様々な動きが見られました。

米国では、2017年1月にトランプ大統領が就任し、「オバマケア」について補助金の削減等によりその弱体化が図られています。

フランスでは、2017年5月にマクロン大統領が就任し、企業別労使協定が優先される範囲の拡大や労働者代表機関の統合等を内容とした労働法典の改正が行われたほか、年末に「国家医療戦略」が策定され、予防対策の強化等が盛り込まれています。

ドイツでは2016年に「労働4.0」報告書が取りまとめられましたが、次のステップとして、新たな仕事の方法を企業レベルでの実践で試験するための取組みが進められています。また、地域における介護サービスの充実等を目的とする「第3次介護強化法」が2017年1月に施行されました。

英国では、「雇用と健康プログラム」等の新たな施策が開始されたほか、シェアリング・エコノミーにおける雇用の法制度をめぐる議論が進められています。また、年金支給開始年齢の引上げ時期の前倒しを提言する政府報告書が取りまとめられています。

中国では、第13次五カ年計画中の雇用政策の数値目標等を定めた「雇用促進計画」において、5,000万人以上の雇用を創出し失業率を5%以下にすることや1,000万人を貧困から脱却させること等が掲げられています。また、『「十三五」健康高齢化計画』が公表され、健康な高齢化の観点からの取組みが示されています。

マレーシアでは雇用保険法案が国会で可決されています。

シンガポールでは、2017年1月から父親の育児休暇が最大2週間に拡大されたほか、2017年7月からは母親の出産休暇のうち最大で4週間を父親に振り替えることができるようになりました。

報告をまとめるに当たって、貴重な情報をお寄せいただいた方々に感謝の意を表します。今回の報告が、海外の労働・社会保障情勢についてのみなさまの理解を深める上で参考になれば幸甚です。

2018年3月

厚生労働省大臣官房総括審議官 池田 千絵子